

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	奥谷 健 (おくや たけし)
○学位の種類	博士 (法学)
○授与番号	乙 第 567 号
○授与年月日	2019 年 3 月 1 日
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 2 項 学位規則第 4 条第 2 項
○学位論文の題名	市場所得と応能負担原則 — 応能負担原則の二元的構成 —
○審査委員 (主査)	望月 爾 (立命館大学法学部教授) 安井 栄二 (立命館大学法学部准教授) 倉田 原志 (立命館大学法学部教授)

<論文の内容の要旨>

1. 論文の構成

本論文は、ドイツにおける市場所得説や応能負担原則に関する議論から、多義的で不明確な概念とされてきた「担税力」とそれを表す「所得」の意義を明らかにしたうえで「応能負担原則」を再検討し、所得税のあり方を論じている。

本論文は、序章と終章のほか以下の通り 3 部 8 章 300 頁より構成されている。第 I 部と第 II 部は、副題にもある通りドイツの応能負担原則の客観的純額主義と主観的純額主義の二元的構成に従い、それぞれに基づく所得課税の意義について述べ、第 III 部ではその他の担税力をめぐる問題を取りあげている。具体的な章立ては以下の通りである。

序章

第 I 部 客観的純所得課税の意義

第 1 章 市場所得説の生成と展開

第 2 章 市場所得における控除概念-基因原則による必要経費-

第 3 章 必要経費控除の意義と範囲

第 II 部 主観的純所得課税の意義

第 4 章 所得税における基礎控除と担税力

第 5 章 扶養にかかる人的控除と社会保険料負担

第 6 章 居宅介護サービスと医療費控除

第 III 部 その他の担税力をめぐる問題

第 7 章 課税の負担と上限

第 8 章 損害賠償金と非課税「所得」

終章

なお、本論文は、申請者の市場所得説と応能負担原則に関するこれまで公表した論文を加筆・修正のうえ再構成し、2018年7月に株式会社成文堂から公刊したものである。

2. 論文内容の要旨

本論文は、まず、序章において、概念として多義性を有する「担税力」や「所得」の意義を明らかにすることによって、税法の基本原則である応能負担原則を再検討するという本論文全体の問題意識を示している。

次に、第Ⅰ部ではドイツの応能負担原則の二元的構成のうち「客観的純所得課税」の意義として、「所得」と「必要経費」概念に関する検討を行っている。とくに第1章では、ドイツで通説として支持されている市場所得説について、その学説としての歴史や理論的な根拠にふれたうえで、「所得」の範囲を「市場」と「獲得（実現）」という形で制限し明確化を図る市場所得説の意義や、それがわが国の所得税に一定の妥当性を有することを述べている。それを受けて、第2章では「所得」を算出するために収入から控除される「必要経費」について、ドイツにおける判例を紹介しながら、市場所得説から導かれる「基因原則」に基づき広く必要経費等の控除を認めることの意義を指摘している。そして、第3章では、近時のわが国の裁判例である東京高裁平成24年9月19日判決をふまえ、ドイツとの比較法的観点を交えながら、必要経費控除の意義と家事費・家事関連費との関係から、その控除されるべき範囲について論じている。

第Ⅱ部では応能負担原則の二元的構成のうち、もう一方の「主観的純所得課税」の意義について、客観的に算出される「所得」においては考慮し得ない主観的な担税力の減少を課税対象から除外する基礎控除や扶養控除といった所得控除制度のあり方を検討している。とくに第4章では「担税力」がないとされながらも「所得」に含まれる最低生活費に係る基礎控除について、そのあり方を市場所得説に基づき所得概念との関係から考察している。続く第5章ではドイツ連邦憲法裁判所の2005年1月11日判決をもとに、扶養親族の最低生活費を考慮すべく扶養控除のあり方について検討している。また、第6章ではわが国の居宅介護サービス費用の医療費控除該当性が問題となった具体的な事例を素材に、社会的実情にそぐわなくなっている医療費控除制度の問題点を指摘している。

第Ⅲ部ではその他の担税力をめぐる問題を検討している。まず、第7章ではドイツ連邦憲法裁判所2006年1月18日決定をもとに、財産権を保障するための「課税の上限」について考察している。次に、第8章ではわが国の所得税法において非課税となる損害賠償金をめぐる「所得」概念の不明確さについて論じている。最後に終章では、本論文全体の議論をふまえ、結論として、応能負担原則を実現するための「所得」の意義や所得税のあり方についてまとめている。

<論文審査の結果の要旨>

1. 論文の特徴

本論文の特徴は、ドイツの応能負担原則や市場所得説の学説紹介にととまらず、それらを体系的に再検討しつつ、比較法的観点から所得税における「所得」概念や必要経費の意義と範囲、所得控除のあり方などを体系的に論じている点にある。とくに、ドイツの応能負担原則の二元的構成から、「担税力」とそれを表す「所得」、そして所得税のあり方を論じる議論の展開は、他の先行研究にはない本論文独自のものと評価できる。また、ノイマルクにはじまり、ルッペ、ラング、キルヒホフと展開してきたドイツの市場所得説の有効性を再評価したうえで、「所得」を実行可能な範囲に限定する必要性から、「法学的所得概念」としての市場所得説のわが国の所得税への妥当性を主張している点も重要である。さらに、ドイツの応能負担原則の二元的構成に基づき、市場所得説から客観的な「所得」を法的に定義し、所得控除を主観的「担税力」を把握するもの限定する簡素な所得税のあり方を提示している点も先行研究にない本論文の特徴といえる。

2. 論文の評価

【1】研究課題とその意義の明確性

本論文では、ドイツの応能負担原則の二元的構成に基づき市場所得説から多義的で不明確な「担税力」や「所得」の法的な意義を明らかにし、応能負担原則を再検討するという研究課題とその意義が明確に示されているだけでなく、それによって所得税のあり方を提示するというその意義づけにも説得力がある。

【2】研究方法の適切性

本論文では、ドイツの学説の議論の詳細な検討から市場所得説の理論的有効性を論証し、それに基づき「所得」の法的な意義を明確にすることによって、応能負担原則を再検討するという研究方法がとられている。この方法は、応能負担原則の実現に最も適した所得税の研究手法として適切なものと評価できる。さらにドイツの応能負担原則の二元的構成に基づき、客観的担税力と主観的担税力の両面から、「所得」概念や所得税のあり方まで議論を展開していることは、研究の方法論上高く評価すべきといえる。

【3】叙述内容の論理性および体系性

本論文のドイツの応能負担原則の二元的構成に基づいた章立ては、適切かつ明快であり、第1章から8章までの各章の叙述も論理性を有している。とくに、「担税力」と「所得」をキーワードに応能負担原則に従って、一貫した論旨で所得税に関する体系的な議論が展開できている点で優れている。

【4】研究内容の独創性

上述の通り、本論文はドイツの応能負担原則や市場所得説の議論を再検討し、比較法的観点から「所得」概念や必要経費控除、所得控除など簡素かつ明確な所得税のあり方を論じており、先行研究に対し学術的な意味において独創性が認められ、税法とその関連分野の学界において、所得税に関する優れた研究業績として高い評価を得ることが予

想される。

【5】研究内容の国際性

本論文にはドイツ語の文献や判例・裁判例の引用が相当数みられ、研究課題を国内外の議論の中から明らかにしようとしており、全ての箇所での引用の趣旨が明確である。

そのほか、公聴会における質疑では、本論文の第7章の「課税の上限」でもふれられている応能負担原則と財産権の保障との関係について、憲法29条の解釈論として議論を深める必要性が指摘された。しかし、その点は、税法と憲法の接点に関する別の論点も含む研究テーマであり、申請者も憲法25条の生存権と最低生活費保障との関係とあわせて憲法上の要請について、一定の考え方を示していることから、簡素かつ明確な所得税のあり方の議論とともに、申請者の今後の研究のなかで立法論も含めた検討が進むことが期待される。

本審査委員会は、以上のような本論文の特徴と評価、公聴会での口頭試問結果をふまえ、全員一致により、本論文は本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の公聴会は、2019年2月1日（金）午後3時から5時まで、末川記念館第3会議室において開催された。公聴会では、申請者から本論文の概要に関する報告がなされ、その後、活発な質疑が交わされたが、申請者からは、本論文で示された知見に基づき的確な応答がなされ、本論文の研究上の意義があらためて確認されるとともに、申請者の優れた研究能力が示された。

本学位申請は、本学学位規程第18条第2項に基づくものであるが、申請者は長年にわたって大学の学部及び大学院において税法の講義や研究指導を担当してきた。また、本論文に加え申請者の他の研究業績や学会での評価、さらには公聴会における質疑に対する的確な応答により、専門科目に関する十分な知識を有すること、また本論文のドイツ法研究より外国語文献の読解において、十分な外国語能力を有することが確認された。したがって、主査、副査で検討した結果、本学学位規程第25条第1項により、これらに関わる試験の全部を免除した。

以上により総合的に判断して、審査委員会は全員一致で、本学学位規程第18条第2項に基づいて、本学位申請者に対し、博士（法学 立命館大学）の学位を授与することが適当と判断した。